

総合評価落札方式及びプロポーザル方式について

1 両方式の共通点

通常行われる一般競争入札や指名競争入札は、主に価格で受注者を選定するのに対し、総合評価落札方式及びプロポーザル方式は、価格以外の項目（技術力や提案力など）も考慮して、受注者を決定する方式となっている。

2 両方式の特徴

	総合評価落札方式	プロポーザル方式
地方自治法上の位置付け	一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2） ※予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ※第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）を適用し、価格競争ではなく技術力などを評価し、随意契約の相手方となる受注候補者を特定
法定事項	・落札者決定基準※を定めなければならない ・落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない ・落札者決定基準に基づいて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴く ・公告をするときは、一般競争入札の公告と同内容の事項を公告するほか、総合評価落札方式の方法による旨及び当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準についても公告しなければならない	なし
特徴	地方自治法で定められた一般競争入札の 1 類型。設計図書等のとおり履行を求めるが、価格以外の多様な要素も考慮することで、発注者にとって価格及び技術力などの条件が最も有利な相手と契約できる	対象業務に関する企画案・実施方針等の提出を求め、最も優れた提案者を採用する選定方法であり、提出された企画提案を踏まえて仕様書を作成し、随意契約を行うことで、最も優れた成果を期待できる

※落札者決定基準とは、入札価格と技術提案（技術力や社会貢献度など）の双方を評価し、最も高い総合評価点（「価格評価点＋技術評価点」）を提示した事業者を落札者とするための基準のこと

3 ガイドラインとは

ガイドラインとは、業務を実施するための基本的な考え方、望ましい手順、判断基準などをまとめたものである。法的拘束力を持つものでないが、業務を実施する上での留意点等を示すことで、業務の質を確保し、担当者が適切かつ効率的に業務を進めるための指針となるものである。

【参考 1：群馬県総合評価落札方式活用ガイドライン(目次)】

- 1 品確法制定の背景
- 2 総合評価落札方式の意義
- 3 本ガイドラインの目的
- 4 総合評価落札方式の概要
 - 4－1 総合評価落札方式の特徴
 - 4－2 総合評価落札方式の方法
 - 4－3 総合評価落札方式の型式
 - 4－4 総合評価落札方式の実施方針
 - 4－5 学識経験者の意見聴取
- 5 総合評価落札方式の実施
 - 5－1 総合評価点算定基準の設定
 - 5－2 総合評価点算定基準の入札参加者への周知
 - 5－3 各型式の実施手順
 - 5－4 評価結果の公表
 - 5－5 総合評価算定基準を定めようとする場合

【参考 2：那須烏山市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(目次)】

- 第1 目的
- 第2 定義等
- 第3 対象業務
- 第4 参加資格
- 第5 プロポーザル方式の採用のための協議等
- 第6 指名選考委員会の関与
- 第7 プロポーザル審査委員会
- 第8 実施要領の策定
- 第9 情報公開及び提供
- 第10 所管課（局）の基本的な事務手順

4 両方式のガイドラインを作成するメリットとデメリット

(1) 総合評価落札方式のガイドラインを作成するメリット・デメリット

【メリット】

- ・ 審査の公平性・透明性の向上

総合評価落札方式をどのような場合に適用するかなどの基準等を明確にするなど、恣意的な運用を防ぐことで、公平性を担保できる。総合評価落札方式に対する市の考え方を示すことで、入札参加者に対する透明性が高まる。

- ・ 事務の標準化と効率化

個別に検討していた評価項目や配点、算定方法などをガイドラインで例示することで、類型化・標準化することができ、案件ごとの事務負担が軽減される。

【デメリット】

- ・ 制度の硬直化

ガイドラインで評価項目や配点などを固定化しすぎると、個別の工事などの特性に応じた柔軟な対応・評価が困難になる可能性がある。

- ・ ガイドラインと執行要綱の位置づけ

現在、執行要綱を用いて運用しているので、新たにガイドラインを作成することで、それぞれの位置づけがあいまいになる可能性がある。

(2) プロポーザル方式のガイドラインを作成するメリット・デメリット

【メリット】

- ・ 公平性・透明性の向上

事業者選定のプロセスなどをガイドラインで示すことで、恣意的な運用を防ぎ、選定過程の公平性・透明性が高まる。

- ・ 手続きの明確化と事務負担の軽減

現在は案件ごとに実施要領や審査委員会設置要綱を策定しており、プロポーザル実施課の事務負担が大きい。共通する項目（公告内容、実施手順、守秘義務など）をガイドラインとして整備することで、事務の効率化を図ることができる。

- ・ 審査委員会の運営の標準化

審査委員会の構成や役割、評価の視点などの考え方をガイドラインで標準化することで、案件ごとに評価のばらつきを小さくすることができる。

【デメリット】

- ・ 制度の硬直化

プロポーザル方式の利点は、案件の性質に応じた提案を柔軟に募ることができる点にあるが、ガイドラインで手続きや評価項目などを定めすぎると、柔軟性が失われ、最良の提案が出にくくなる可能性がある。